

# 日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー関西連絡会 会則

## 一 総 則

第1条 本会は、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー関西連絡会と称する。

第2条 本会は、事務局を原則として代表が所属する機関に置く。

## 二 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の連携と親睦を深め、研究の連絡協力を図ることによって、アスレティックトレーナーとしての資質の向上に努めることにより、スポーツ界に貢献することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究会（研修会）、講演会の開催
- (3) 情報の収集と紹介
- (4) 会員名簿の刊行ならびにその他の出版
- (5) 他の学会、研究会との交流
- (6) その他本会の目的に資する事業

## 三 会 員

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

第6条 本会の会員を次の4種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 準会員
- (4) 賛助会員
- (5) 名誉会員

第7条 正会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーで、近畿2府4県に在籍するものとする。

正会員は、会費年額5,000円を納めた日付から資格を得るものとする。

年度の途中であっても、会費年額5,000円を納めるものとする。

10年在籍しかつ10年分の年会費を納めたものは、それ以降の年会費を3000円とする。既納入分は返金しない。65歳以上の会員で、本会役員が認めた場合、名誉会員となり会費納入の必要はない。

2. 正会員は、議決権、「役員選挙においての」推薦権、被推薦権を有する。
3. 特別会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーで、近畿2府4県以外に在籍するものとする。  
特別会員は、会費年額5,000円を納めるものとする。
4. 特別会員は、議決権、「役員選挙においての」議決権、推薦権、被推薦権を有しない。
5. 準会員は、本会の趣旨に賛同するもので、参加費を納入し、定められた研究会（研修会）、講演会に参加できる。
6. 準会員は、議決権、議決権、「役員選挙においての」推薦権、被推薦権を有しない。
7. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する団体で、会費年額一口(20,000円)以上を納入し、名簿に広告を掲載される。
8. 賛助会員は、議決権、推薦権、被推薦権を有しない。

9. 正会員、特別会員、賛助会員、名誉会員には名簿が頒布される。

第8条 会員の入退会、除名、身分の復活は次の各号による。

- (1) 入会しようとするものは、所定の入会届を提出しなければならない。
- (2) 退会しようとするものは、当年度までの会費を完納し、所定の退会届を提出する。
- (3) 会員が、会員としてふさわしくない行為があった場合は、役員会が提案し、総会の議決を経て除名される。
- (4) 2ヵ年会費を滞納した会員は退会とする。
- (5) 死亡、失踪宣言のあった場合は退会とする。
- (6) 身分の復活を申し出た場合、役員会が提案し、総会の議決を経て会員となることができ

第9条 会費は会計年度内に納入し、既納の会費は返納しない。

#### 四 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表（1名）
- (2) 副代表（2名）
- (3) 幹事（3名）
- (4) 会計（2名）
- (5) 監査（2名）
- (6) 顧問・参与（若干名）

第11条 顧問・参与を除く役員の選出方法は、細則を定める。

2. 総会で選出された10名で各職務を決定する。
3. 本会に顧問・参与を若干名おくことができる。顧問・参与は役員会の議を経て代表がこれを委嘱する。

第12条 代表は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時は、あらかじめ代表の定めた順位でその職務を代理執行する。
3. 幹事は会務の遂行を補助する。
4. 会計は財務を担当する。
5. 監査は本会の会務・会計を監査する。
6. 顧問・参与は本会の重要事項について代表の諮問に応ずる。

第13条 顧問・参与を除く役員の任期は2ヵ年を1期とする。ただし、第11条に則っての再任はこれを妨げない。

2. 顧問・参与を除く役員は任期満了後であっても、後任者の就任があるまではその職務を行う。
3. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 第3項の補欠の選出は第11条に則って行う。
5. 役員は無給とする。
6. 役員会、会議にかかる経費は本会が負担する。

## 五 会 議

第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第15条 総会は、毎年1回、研究会（研修会）開催中に代表が召集する。

2. 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、召集することができる。

第16条 次の事項は総会の承認を受けなければならない。

- (1) 役員の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 会則および諸規定の改正
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表
- (7) その他、重要事項

第17条 本会において決議を要する事案が生じた場合、原則として文書又はそれに変わるものでその旨を2週間前までに通知し、会員の過半数の出席を必要とする。議決は、出席者の過半数をもって決することとする。

2. 委任状をもって他の会員に委任した場合には出席とみなすが、議決権は無いものとする。

3. 「総会を召集するだけの十分な時間がない場合、もしくは総会に正会員の過半数の出席を得られない場合は」役員会において決議することが出来る。この場合は、次の総会にて承認を得なければならない。

## 六 資産および会計

第18条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第19条 本会の会計は資産をもって支弁する。

第20条 本会の収支予算は、総会の承認を受けなければならない。

第21条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第22条 本会が解散した場合、その資産は日本体育協会に寄付する。

## 七 会則の変更

第23条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 八 補 則

第24条 本会則に明記されていない事柄で必要なことについては、総会および役員会の決議により定めることができる。ただし、役員会にて定めた事柄は総会に報告する。

## 九 附 則

本会則は、総会において議決された10日目から施行される。

1. 制定 平成15年3月18日
2. 改正 平成15年6月21日
3. 改正 平成17年1月15日
4. 改正 平成17年9月4日
5. 改正 平成20年1月27日
6. 改正 平成23年10月4日
7. 改正 平成24年2月4日
8. 改正 平成24年9月19日
9. 改正 2016年1月1日
10. 改正 2017年2月5日

### 事務局

〒530-0503

滋賀県大津市北比良 1204

びわこ成蹊スポーツ大学 佃研究室内

TEL/FAX 077-596-8456

### 役 員

参 与 : 吉矢晋一(兵庫医科大学)、中田研(大阪大学)

代 表 : 小柳好生(常葉大学)

副代表 : 貴志真也(角谷整形外科病院)、佃 文子(びわこ成蹊スポーツ大学)

幹 事 : 舌正史(京都社会保険病院)、吉田隆紀(関西医療大学)

田中健一(Nクリニック)

会 計 : 井上佳子(大阪ハイテクノロジー専門学校)、稲葉 聡(大阪体育大学診療所)

監 査 : 伊藤浩充(甲南女子大学)、石井規之(大阪リゾート&スポーツ専門学校)